

『一般社団法人 四国ツーリズム創造機構』入会のご案内

一般社団法人 四国ツーリズム創造機構 代表理事 半井 真司

四国ツーリズム創造機構は、「四国はひとつ」の理念のもと、2019年には「広域連携 DMO」として登録され、官民連携による広域観光推進の要として、四国の観光振興に努めております。

2026年度から2030年度までを計画期間とする「第6次四国観光交流戦略」では、「四国ならではの観光価値の創造と拡大」というビジョンに向けて、重点推進項目である「四国ブランドの拡大」、「持続可能な地域づくりの推進」、「官民一体となった連携」に基づく施策に取り組むとともに、観光庁による「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」に基づく観光マネジメントを本格的に導入し、四国全体の持続可能な観光地域づくりに貢献してまいります。

現在、当機構は、四国4県とJR四国に加えて民間からも人的、資金的な協力を得て、協賛会員16団体、賛助会員176団体（令和8年4月1日現在）で運営しており、官民一体となった14人体制の事業推進本部を設けて四国の観光交流の活性化に努めています。

当機構のビジョン達成するため、活動に賛同し継続的にご支援をしていただける会員を募集しております。会員の方には、総会に出席して事業計画等の議案の審議をしていただくほか、当機構の活動状況と直近の事業計画を毎月定期的にお知らせするとともに、観光商談会やインバウンド商談会への参加も可能となります。

観光振興を通じて四国の活性化を図るためにご協力をいただける企業・団体の皆様からのご支援をよろしくお願い申し上げます。

※ 四国ツーリズム創造機構の定款等については当機構 HP の「運営者情報」からご参照ください。

(<https://shikoku-tourism.com/>)

<募集会員>

1. 会員（協賛会員・理事）

条件：機構の趣旨に賛同し、負担金を年100万円以上拠出、または事業推進本部へ職員を派遣する地方公共団体、企業及び関係団体

（300万円以上拠出または職員派遣の場合は役員になることができる。）

2. 会員（賛助会員）

条件：機構の目的に賛同しその事業に協力するもので、105万円の会費を年10以上20未満拠出する法人又は団体

※ 年度途中で入会し、10月以降に会員の資格を取得した場合は、当該年度に限り負担金年額又は年会費を半額（102.5万円）とします。

<入会方法>

四国ツーリズム創造機構入会申込書（第1号様式）を提出してください。

理事会の承認を経て入会の可否をご返答します。

負担金又は会費は、入会の承認後請求書を送付しますのでご入金願います。

<ご連絡先>

一般社団法人 四国ツーリズム創造機構 事業推進本部

〒760-0019 高松市サンポート 2-1 高松シンボルタワー 3F

TEL：087-813-0431／FAX：087-813-0312

E-mail：info@shikoku-tourism.com